鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第65号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規 則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則 (平成18年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前						
別表第3(第5条関係)						別表第3 (第5条関係)						
施設	施設の利用 1 単位当					施設		施設の利用			1 単位当	
名		たりの使				名				たりの使		
		項目	単位	用料の額				項目		単位	用料の額	
鳥取	1 食	略				鳥取	1 食	略				
県立	事の	(3) 市町村民	昼食1食	300円		県立	事の	(3) 1	市町村民	昼食1食	300円	
総合	提供	税所得割額が				総合	提供	税所	得割額が			
療育		<u>28万円</u> 未満の				療育		16万	円未満の			
セン		世帯に係る入				セン		世帯	に係る入			
ター		所等のうち通				ター		所等	のうち通			
		所の利用の場						所の	利用の場			
		合						合				
		略						略				
	略	略					略					
鳥取	食事の	略				鳥取	食事の	略				
県立	提供	(2) 市町村民	昼食1食	300円		県立	提供	(2)	市町村民	昼食1食	300円	
鳥取		税所得割額が				鳥取		税所	得割額が			
療育		<u>28万円</u> 未満の				療育		16万	円未満の			
園及		世帯に係る入				園及		世帯	に係る入			
び鳥		所等のうち通				び鳥		所等	のうち通			
取県		所の利用の場				取県		所の	利用の場			
立中		合				立中		合				
部療		略				部療		略				
育園						育園						
							•					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設の利用に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設の利用に係る費用の徴収については、なお従前の例による。